

一人ひとりに寄り添う政策実現に向けて

～厚生労働大臣3年間の軌跡を振り返りつつ～

愛媛県身体障害者団体連合会市町団体代表者会議

2024年 7月5 日

元 厚 生 労 働 大 臣 塩崎 恭久
(NPO) 子どもリエゾンえひめアドバイザー

＜目次＞

1. 私の主な立法活動(閣法、議員立法)	2
2. 社会の変化と障害者施策の変遷	4
3. 「我が事、丸ごと」地域共生社会の構築へ	13
4. 「保健医療2035」とデータヘルス改革(医療DX)	30
5. 親の愛に恵まれない子どもには「家庭養育」を	37
6. 年金積立金運用のガバナンスおよび運用の抜本改革	48

＜目次＞

1. 私の主な立法活動(閣法、議員立法)	2
2. 社会の変化と障害者施策の変遷	4
3. 「我が事、丸ごと」地域共生社会の構築へ	13
4. 「保健医療2035」とデータヘルス改革(医療DX)	30
5. 親の愛に恵まれない子どもには「家庭養育」を	37
6. 年金積立金運用のガバナンスおよび運用の抜本改革	48

塩崎やすひさが方向性を決定付けた主な**政府提出法**一覧 (2021 年 7 月現在)

年	法律名等	概要
2001	「司法制度改革推進法」	国民の視点から、利用しやすく、分かりやすく、司法の基本制度を抜本的に見直す大改革。裁判の迅速化、法テラスの整備、法曹養成制度改革等もその一環。
2003	「公認会計士法」 (改正法)	我が国の資本市場に対する投資家の信頼向上と市場の活性化に向けて、公認会計士の使命および職責の明確化、公認会計士等の独立性の強化に向けた規定を改正法に明記。
2005	「独占禁止法」 (改正法)	カルテルや談合事件の抑止力を強化するために、課徴金の大幅引き上げ、自己申告により課徴金を減免する制度(リーニエンシー制度)の導入等、法改正により、抜本改革が実現。
2014	「学校教育法等93条」 (改正法)	大学が人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮するため、教授会は教育研究に関する決定機関ではなく、学長の諮問機関であることを明確化する等、学長のリーダーシップを強化し、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築。
	コーポレートガバナンスの強化に向けた「会社法」 (改正法)	日本企業に対する国内外の投資家の信認を確保すべく、経営者から独立した社外取締役を「少なくとも一人選任」することを事実上義務付け、改正案成立。
2015	「女性活躍推進法」	女性が輝く社会の実現に向けて、大企業に対し、数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・届出・公表や女性活躍に関する情報の公表を義務化。
2016	「外国人技能実習法」	実習生の活躍の場、期間を拡充するとともに、母国を離れて来た実習生が劣悪な環境で働くことのないよう、規制強化を通じて労働環境を整備。
	GPIF の新たなガバナンスを定めた「年金改革法」 (改正法)	国民の大切な年金を預かり、運用する GPIF のガバナンス強化のため、理事長の独任制を改め、運用方針等の重要事項について、外部の有識者からなる合議制の経営委員会が意思決定を行う仕組みへ転換、意思決定・監督と執行を分離。
2016、2017	「児童福祉法」 (改正法)	「子どもの権利」、「家庭養育優先原則」などを法律上、初めて明記。さらに在宅養育への司法関与も導入するなど、異例の2年連続改定により、児童福祉を抜本改革。
	「雇用保険法」 (改正法)	一度目の改正は、65 歳以上の方への雇用保険の適用拡大、非正規社員の育休取得要件緩和、介護休業の柔軟化などを新たに規定。二度目の改正においては、企業の生産性向上を後押しすることを目的に、雇用関係助成金の理念に「労働生産性」の概念を初めて明記。
2017	特定機能病院の機能強化に関する「医療法」 (改正法)	医療事故の防止に向け、特定機能病院のガバナンス等を格段に強化。例えば、病院長の選出は選挙を禁止し、「経験」や「指導力」等、必要な資質を明示の上、選考委員会が選出。また、病院運営の重要事項は合議による決定を義務付け。
	医務技監を創設する「厚生労働省設置法」 (改正法)	少子高齢化社会の到来、ゲノム解析や AI 等の技術革新、エボラ出血熱等の国境を越えた公衆衛生危機等の社会情勢変化に対応すべく、国の医療・保健政策の司令塔となる、次官級の「医務技監」を新設。
	「精神保健福祉法」 <改正法・未成立>	精神障害者に対する医療は、人権を尊重し、病状の改善を目的とすることなどを国に義務付け。また、措置入院した患者が退院後も継続的な医療的、福祉的、就労等支援を受けられ、社会復帰を容易化する仕組みを整備する法案。
2019	社外取締役設置義務化のための「会社法」改正	上場会社等に関しては、社外取締役を置くことを法定義務化。

塩崎やすひさが手がけた主な**議員立法**一覧 (2021 年 7 月現在)

年	法律名等	概要
1995	「科学技術基本法」	科学技術振興を国家戦略として初めて位置づける法律。新人議員として、逐条作成。
1997	「ストックオプション法」 (商法改正)	本邦初のストックオプション(従業員に自社株を一定価格で購入する権利を与える)制度を導入。
1998	「金融再生法」	金融国会において「政策新人類」として、「一時国有化」など新たな銀行破綻処理制度を、与野党を超えて創設。
1999	「コミットメントライン法」 (特定融資契約法)	いつでも一定限度額まで借り入れ可能とする銀行等の「コミットメントライン(特定融資契約)」制度の創設。
2001	「健全銀行不良債権買取法」 (金融再生法改正)	健全銀行による整理回収機構(RCC)への不良債権買取申し込みを可能とする制度創設。
2003	「医療観察法」	重大犯罪を犯した精神障害者を、特別の治療施設で収容、治療し、健康回復と犯罪再発防止を目指す法律。閣法の議員修正、答弁を一手に担当。
2004	「犯罪被害者等基本法」	犯罪被害者やその家族等のための施策を、総合的・計画的に推進し、権利利益の保護を図る。個人の尊厳が重んじられ、それに相応しい処遇保障の権利などを規定。
2005	「継続的開示義務違反課徴金法」 (証券取引法改正)	西武鉄道事件と同様、有価証券報告書上の虚偽記載による継続的開示義務違反への課徴金制度導入。
2009	「改正児童ポルノ禁止法」 <2014 年 6 月成立>	所持罪(自公案)、取得罪(民主案)の対立を「単純所持罪の新設」により、その他事項を含め法案骨格につき与野党で大筋合意。
2010	「幹部公務員法案等」 <未成立>	内閣人事局を設置し、審議官以上の幹部を一般公務員と分け、省庁横断的に内閣が管理。若手、民間人などの幹部への抜擢を推進。国家の司令塔強化の一環。
2011	「国会原発事故調査委員会法」	福島第一原発事故の原因究明等のため、憲政史上初めて国会に民間専門家による独立調査機関を設置。国政調査権並みの権限付与。
2012	「原子力規制委員会設置法」	国民の信頼回復のため、IAEA安全基準に合致した、独立性、専門性の高い、一元化された新たな原子力規制組織を創設。政府は塩崎案を「ほぼ丸のみ」。
2013	「公正競争条件確保法案」 <未成立>	国が公的資金による私企業救済を行う際、市場の競争原理を歪めないためのガイドラインを公取委が設ける法案。11 月、衆議院に提出。
	「がん登録法」	努力義務であった地域がん登録を法定化し、全国がん患者の診察情報等を一元集約化し、罹患分析や治療法の向上に貢献。自公及び、民主党を除く全野党の共同提案による議員立法。12 月衆参で可決され成立。
2015	「改正瀬戸内法」 (2021 年通常国会にて、閣法として再改正)	瀬戸内海の漁獲量や藻場・干潟の減少等を受け、その価値・機能が最大限に発揮された「豊かな海」に生まれ変わらせることを目的とする。瀬戸内海再生議員連盟の会長として議連を超党派化し、自民・公明・民主・維新の4党の共同提案で提出、成立。
2016	「成年後見制度改革法」	成年後見人が、被後見人宛て郵便物の転送を受け、適正に管理する事を可能とし、加えて被後見人死亡後の成年後見人の権限を明確化。公明党が推進する成年後見人の利用促進案に加える形で、自公共同提案として提出、成立。
2021	「子ども基本法」	子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を常に保障するための総合的な政策を推進するための法律を「子ども庁(仮称)」設置に合わせ導入。

＜目次＞

1. 私の主な立法活動(閣法、議員立法)	2
2. 社会の変化と障害者施策の変遷	4
3. 「我が事、丸ごと」地域共生社会の構築へ	13
4. 「保健医療2035」とデータヘルス改革(医療DX)	30
5. 親の愛に恵まれない子どもには「家庭養育」を	37
6. 年金積立金運用のガバナンスおよび運用の抜本改革	48

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。
- 政府は、障害者差別解消法の施行(2016年4月)3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定(附則第7条)を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(□) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(□) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。

イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

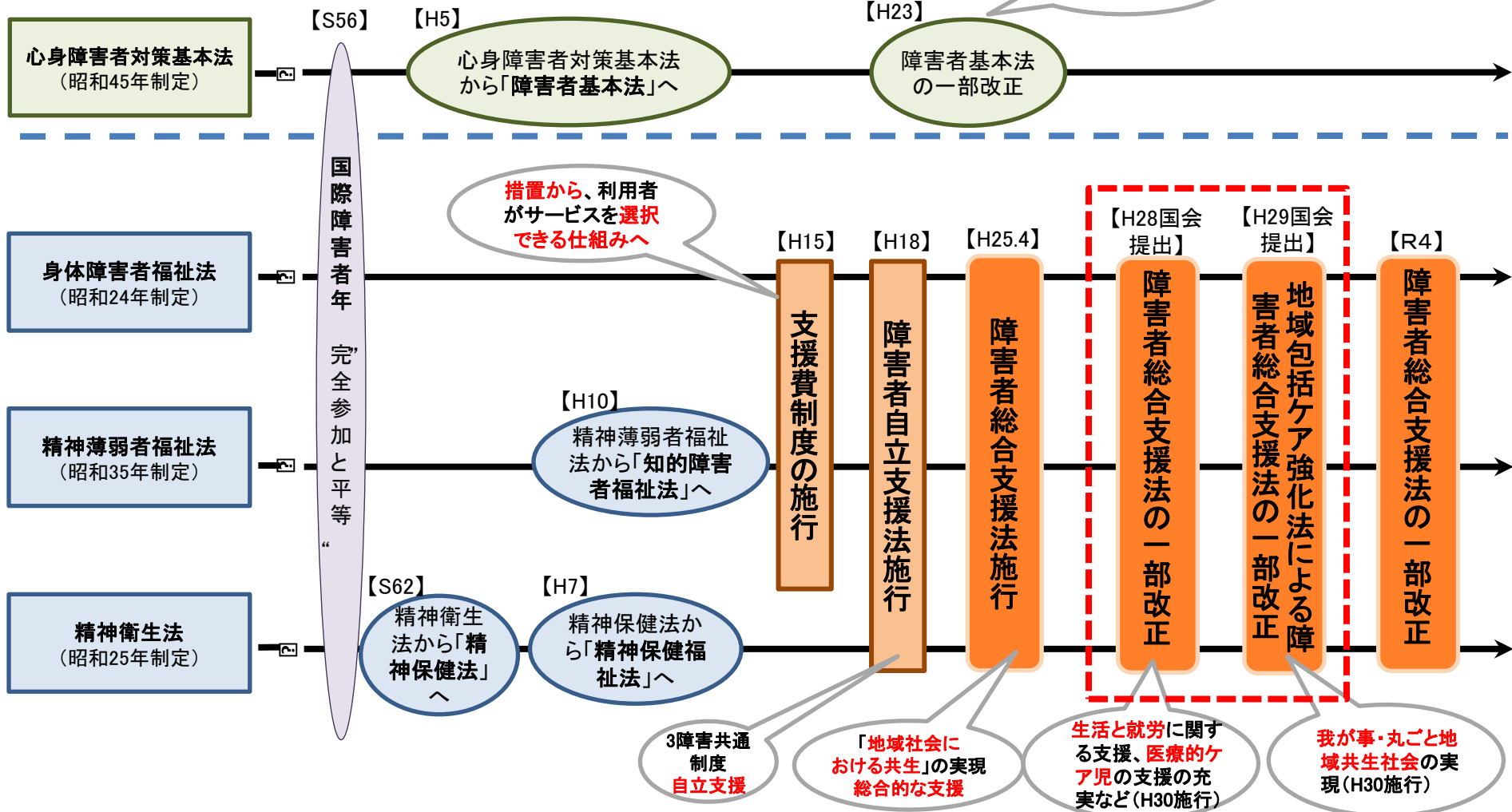
ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：2024年4月1日

障害保健福祉施策の歴史 (2022年〈令和4年〉まで)

「ノーマライゼーション」理念の浸透

「共生社会」
の実現



障害総合支援法の改正 (2013年4月施行)

- 「自立」の代わりに、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
- 障害福祉サービスに加え、地域生活支援事業に支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。
- 併せて題名も改正。
- 平成23年7月に成立した改正障害者基本法で盛り込まれた重要な考え方(共生社会の実現など)を基本理念として明記。

改正箇所	改正後	改正前
題名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者自立支援法
目的 (第1条)	(目的) 第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が<u>基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう</u>、必要な障害福祉サービスに係る給付、<u>地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い</u>、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が<u>自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう</u>、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
基本理念 (第1条の2)	(基本理念) 第1条の2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。	(新設)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の 一部を改正する法律（概要）

平成28年3月1日国会提出、5月25日成立

趣 旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概 要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

令和4年10月26日国会提出、12月10日成立

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律

(令和4年法律第104号) による医療保護入院の見直し

令和4年10月26日国会提出、12月10日成立

現状・課題

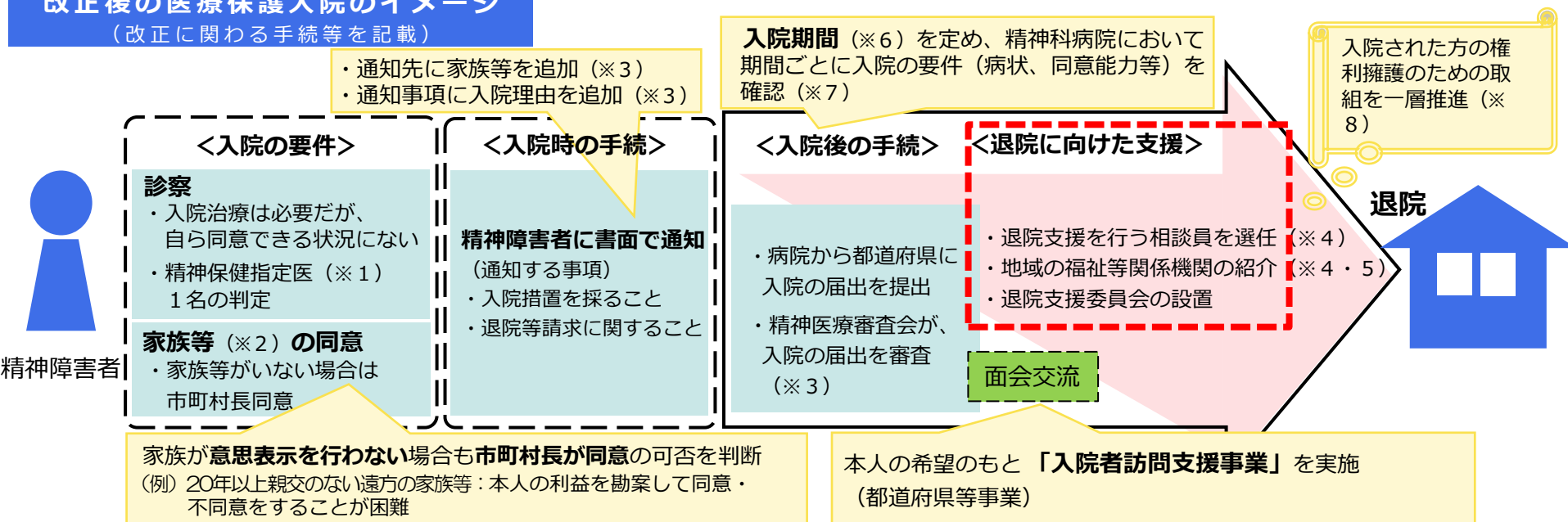
- 精神障害者に対する医療の提供は、できる限り入院治療に頼らず、本人の意思を尊重することが重要であるが、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ精神疾患については、本人の同意が得られない場合においても入院治療へのアクセスを確保することが必要であり、医療保護入院の仕組みがある。

見直し内容

- **家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等**、適切に医療を提供できるようにするほか、誰もが安心して信頼できる入院医療の実現にむけて、入院者の権利を擁護するための取組を一層推進させるため、**医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。**

改正後の医療保護入院のイメージ

(改正に関わる手続等を記載)



- ※1 指定医の指定申請ができる期間を、当該指定に必要な研修の修了後「1年以内」から「3年以内」に延長する。 ※2 DV加害者等を「家族等」から除外する。
※3 措置入院の決定についても同様とする。 ※4 措置入院中の方も対象とする。 ※5 現行努力義務→義務化。 ※6 厚生労働省令で定める予定。
※7 入院の要件を満たすことが確認された場合は、入院期間を更新。これに伴い、医療保護入院者に対する定期病状報告に代えて更新の届出を創設。なお、入院期間の更新について、精神科病院の管理者は、家族等に必要な事項を通知の上、一定期間経過後もなお不同意の意思表示を受けなかったときは、同意を得たものとみなすことができることとする。
※8 政府は、非自発的入院制度の在り方等に関し、精神疾患の特性等を勘案するとともに、障害者権利条約の実施について精神障害者等の意見を聴きつつ、必要な措置を講ずることについて検討するものとする検討規定を設ける (附則)。

法定雇用率の引き上げ

働き方改革実行計画(平成29年3月28日。働き方改革実現会議決定) 抜粋

8. 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労

(2) 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

2018 年4月より法定雇用率を引き上げるとともに、障害者雇用ゼロ企業が障害者の受入れを進めるため、実習での受入れ支援や、障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の受講を進めるほか、障害者雇用に知見のある企業 OB 等の紹介・派遣を行う。

平成25年法改正の経過措置を定める政令(平成29(2017)年5月に諮問)
障害者雇用率について(案)

第一 障害者雇用率について(政令改正)

- 一 民間事業主については、**100分の2.3**(現行100分の2)にすること。
- 二 (略)

第二 施行期日等について

一 施行期日

この政令は、**平成30(2018)年4月1日から施行**すること。

二 経過措置

- 1 障害者雇用率については、**当分の間、民間事業主については100分の2.2**と、(後略)
- 2 1は、**この政令の施行の日から起算して3年を経過する日よりも前に**、障害者の雇用を促進し、及び障害者の雇用を安定させ、**廃止するものとする**こと。

当初予定2.0%⇒
2.2%

注 政令の施行の日から**起算して3年を経過する日よりも前に**、政府をはじめ関係者が協力して、障害者の雇用を促進し、及び障害者の雇用を安定させ、**できる限り速やかに雇用環境を整備し、障害者雇用の状況を整え、障害者雇用率について、民間事業主については100分の2.3に**、(中略)引き上げる。

その後、2021(令和3)年3月1日に本則の2.3%に引き上げた

障害者雇用の状況

(2023年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

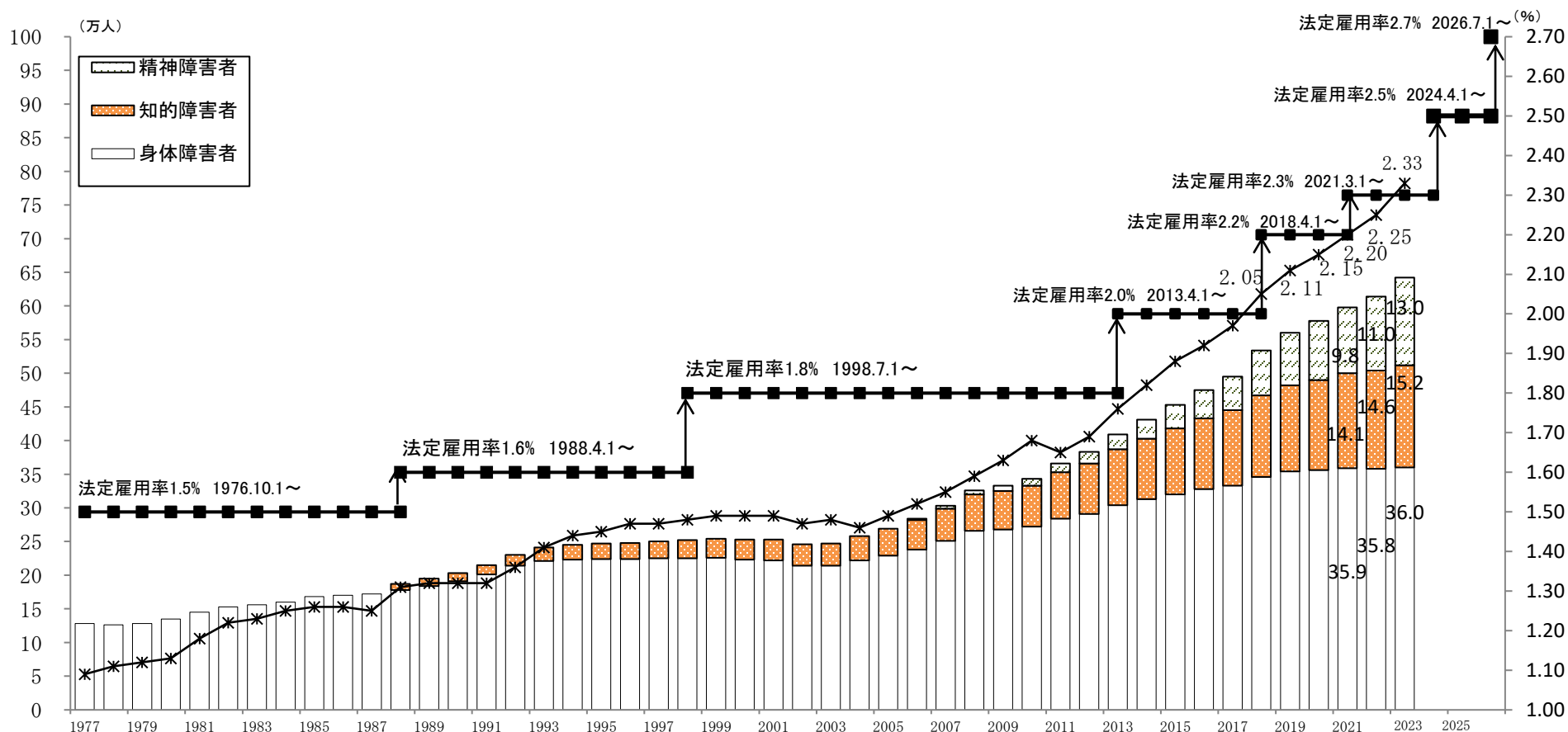
雇用者数 64.2万人（身体障害者36.0万人、知的障害者15.2万人、精神障害者13.0万人）

実雇用率 2.33% 法定雇用率達成企業割合 50.1%

○ 雇用者数は20年連続で過去最高を更新。実雇用率が報告時点の法定雇用率を上回ったのは初めて。

障害者雇用は着実に進展。

○ 法定雇用率は更に、2024年4月から2.5%、2026年7月から2.7%に引き上げ。



出典:障害者雇用状況の集計結果

<目次>

1. 私の主な立法活動(閣法、議員立法)	2
2. 社会の変化と障害者施策の変遷	4
3. 「我が事、丸ごと」地域共生社会の構築へ	13
4. 「保健医療2035」とデータヘルス改革(医療DX)	30
5. 親の愛に恵まれない子どもには「家庭養育」を	37
6. 年金積立金運用のガバナンスおよび運用の抜本改革	48

社会保障のこれまで

- 「自助（互助）、共助、公助の組み合わせ」
 - 「自助」と「互助」を基本とし、制度（共助・公助）はそれを補完。
 - 生活の大半はまず「自助」「互助」で何とかする、「共助」と「公助」はそのあとに。
 - 支援の対象と方法を「特定」することで、制度は大きく充実してきた。
 - 「誰か」 : 高齢者、障害者、子ども、失業者
 - 「ニーズ」 : 医療、住まい、保育、就労、貧困
 - 「給付」 : お金か、サービスか

生活や社会の実態は

- 人の生活や社会の実態が変わってきている。
 - 家族、地域、職場 ： これまで生活を支えてきたコミュニティ基盤が弱まっている。
 - 社会の課題を見ても、コミュニティ基盤が弱まっていることが背景にある場合も多い。
- 生活困窮、孤立、ひきこもり、虐待、自殺…
 - いろんな困難や生きづらさが複合して絡み合っている。【課題が複合化している。】
 - ⇔ 特定の「誰か」「何か」ごとの「タテワリ」の仕組み
 - 生きづらさが一人ひとり異なる。【困難が多様化している。】
 - ⇔ 特定の「誰か」「何か」にお金・サービスを提供するアプローチ
 - 周囲とのつながりが薄く、生きる力を失っている。【関係性の貧困がある。】
 - ⇔ 「何か」特定の問題を解決しようとする対応

これから求められるアプローチ：「地域共生社会」の構想

- セーフティネットは十分か。
 - 制度の対象ではない、あるいは制度がタテワリで十分な支援が届かないケースも多い。
 - ✓ 生活困窮ではない8050世帯の“50”の方への支援
 - ✓ 発達障害のグレーゾーンにある方
 - ✓ 社会的孤立の状態（ひきこもりを含む）にある方
 - ✓ がんなどの病気にかかった方、事故に遭われた方への生活面の支援
 - 誰にとっても、いつ困難がやってくるかわからない。
- 分断（タテワリ）から統合・融合（まるごと）へ。
 - 誰でも、何らかの関わり（支援）が得られるような、社会をつくっていく。

地域共生社会とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域の人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正。
2017年5月成立。

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）
（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

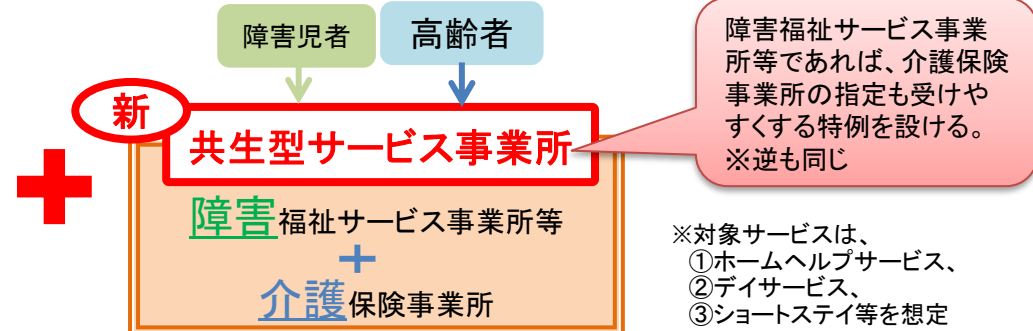
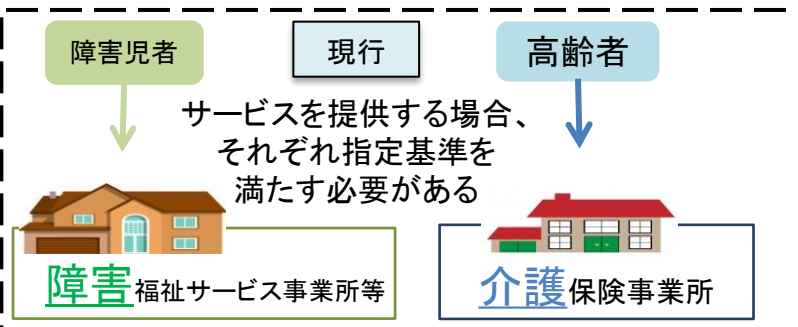
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）



我が事・丸ごとの「地域共生社会」へのパラダイムシフト

平成28年4月18日
経済財政諮問会議
厚生労働大臣 提出資料を元に作成

【基本コンセプト】

「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、子ども・高齢者・障害者など**すべての人々**が、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を**ともに創る「地域共生社会」**の実現へ

【パラダイムシフト】

◆「我が事・丸ごと」の地域づくりへ

⇒ 住民が主体的に地域の課題解決を試みる仕組みを構築。住民相互の支え合いと公的サービスが協働し、誰もが役割を持ち孤立を生まない地域を育成。

◆「タテワリ」から「丸ごと」へ

⇒ 対象者ごとに整備されている公的サービスの包括化の推進。

【具体的な対応】

○市町村による、住民主体の**地域課題の把握や解決を支援する体制**や、複合的課題に対応する**包括的な相談支援体制の整備を制度化**【社会福祉法改正】

○**地域における一体的なサービス提供**を支援するため、介護保険と障害福祉両制度に**新たに「共生型サービス」を創設**【介護保険法等の改正】
今後、**施設・人員基準、報酬の見直し**を検討。

○担い手の**資格や養成課程の見直し**を検討。

2020年代初頭 全国展開

【好循環】

子ども

高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、**健全な成長**に効果。

高齢者

子育て支援で**役割を持つことが、予防に効果。**

障害者

活躍する場を持つことが、**自立・自己実現**に効果。

地域の実践例①:「富山型デイサービス」(富山県)

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



施設を訪問した際に障害者の方からいただいたプレゼント



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）

自治体概要※

人口 76,462

面積 129.77km²

小学校数* 14

中学校数* 5

※2022年4月1日現在

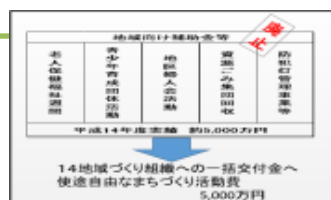
* 市立のみ

- 複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、まちの保健室（地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口）がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（小学校圏域に市内15か所）
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリアネットワーク）の強化を促進する。

住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」（既存の地域向け各種補助金を一括交付金化）を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。



「おじゃまる広場」の光景

◎おじゃまる広場（つつじが丘地区）

- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。

◎まちの保健室（地域支援事業・重層的支援体制整備事業）

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年（平成17年）度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2～3名ずつ配置。（地域包括支援センターのランチ）
- まちの保健室の業務
 - ① あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
 - ② 見守り・支援ネットワークづくり（地域づくり組織などとの協働）
 - ③ 健康づくり・介護予防



連携・協働

市レベルでの取組

市

・福祉 ・保険 ・税金 ・年金 ・就労
・教育 ・子育て ・地域

エリアネットワーク

地域の課題を検討する各種会議等

福祉

医療

教育

各種団体機関

地域づくり組織

◎エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士（3名）が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

エリアディレクター
（相談支援包括化推進員）



地域の実践例：「地域共生型拠点を活用した、あらゆる住民の担い手創出事業」（北海道石狩郡当別町）

共生型地域オープンサロン



- ・障がい者の就労拠点（喫茶店）
- ・高齢者の介護予防ボランティア
- ・子どもたちの学び・遊ぶ場



◎障がい者就労

- 多様な障がい者就労の場
- 同時に、子どもたちの障がい者理解の場



◎介護予防ボランティア

- 駄菓子屋で値札付けなどをしながら、子どもや障がい者と交流・見守り
- 高齢者に介護予防・生きがい創出



◎体験型学童保育

- 子どもたちによるお菓子作りやカフェ店員などの体験など

共生型地域福祉ターミナル



- ・総合ボランティア拠点
- ・インフォーマルサービスのワンストップ拠点
- ・地域の日常的な世代間交流スペース



◎特技を生かした社会貢献

- 高齢者と子どもが囲碁を通じて心を通わす
- 子どもも高齢者の生きがいを高めて活躍



◎子育て支援

- 育児支援を受けたい方と育児の手助けができる地域住民が会員組織を結成
- 地域互助で育児を支え合い



◎住民相互の生活支援

- 移動手段の確保など公的制度ではカバーできない分野で活躍するボランティア
- 独自の養成カリキュラムを設け、地域で支え合う仕組みづくり

共生型コミュニティ農園



- ・障がい者の就労拠点（レストラン）
- ・高齢者の就労拠点（農園）
- ・男性団塊世代など多世代交流拠点



◎障がい者就労

- 個々の障がい者の得意分野に応じた就労の取組
- 飲食業の監修によるレストラン経営（企業参画型）



◎認知症高齢者の活躍

- 要介護の認知症高齢者が農業経験を発揮
- 地元農家による監修（農福連携）



◎団塊世代の活躍

- 団塊世代の高齢者が若い世代を巻き込んだイベントを企画し、リタイア後の人生活力に
- 畑やレストランを利用したパーティーで地域活力の向上

「重層的支援体制整備事業」の創設

- 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための事業。
I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。
- 実施するかどうかは市町村の判断であり、支援体制づくりの方法も市町村が選択**できる。
- 最も重要なポイントは、**国からのタテワリの補助金の仕組みを抜本的に改革し、ひとつの包括的な交付金に統合**したこと。（**国の制度では史上初**）
- これによって、**対象者ごとの制度のタテワリの限界を超えて、すべての住民を支援**することが可能になった。

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの
対応の具体例）

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、
地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

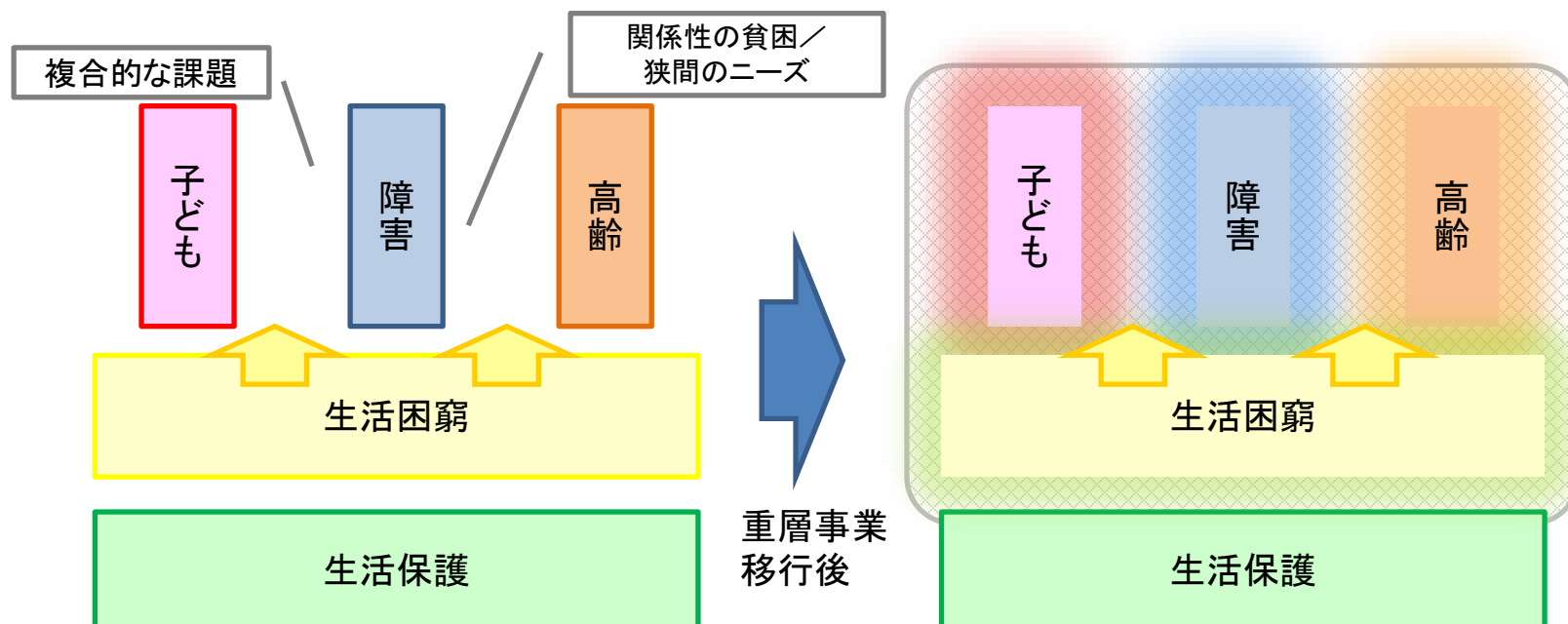
生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

これで何が変わるのか

- **市町村全体で「断らない」体制を構築**する事業として、法律に明記された。
 - ・ **すべての住民を対象に**
 - ・ **既存の支援機関を活かしてつくる**（新しい「窓口」をつくるためのものではない）
 - ・ 体制づくりに必要な「多機関連携の中核」「アウトリーチ」などへの財政支援を新設
- **体制づくりの費用のすべて**に対し、**ひとつの交付金で一体的に財政支援する仕組み**に。
 - 「すべての住民を対象とする事業」の一翼を担う機関として財政支援を受けるようになる
 - つまり、それぞれの個別制度で定められた対象者・機能を越えた支援が可能となった
（例）8050世帯への支援、グレーゾーンの方への支援、ヤングケアラーの世帯支援（親も子どもも） など



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和6年度予算額
555億円
(令和4年度予算:351億円)

【重層的支援体制整備事業】令和6年度予算額：543億円（令和5年度予算額：322億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和6年度予算額：12億円（令和5年度予算額：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）①

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	小樽市	福島県	福島市	千葉県	市川市	神奈川県	鎌倉市	長野県	長野市
	旭川市		郡山市		船橋市		藤沢市		松本市
	登別市		須賀川市		木更津市		小田原市		岡谷市
	七飯町		川俣町		松戸市		茅ヶ崎市		飯田市
	京極町	茨城県	土浦市		野田市		逗子市		伊那市
	妹背牛町		古河市		柏市		秦野市		駒ヶ根市
	鷹栖町		那珂市		市原市	新潟県	厚木市		下諏訪町
	津別町	栃木県	東海村		流山市		新潟市		富士見町
	厚真町		宇都宮市		君津市		柏崎市		原村
	音更町		栃木市		浦安市	富山県	村上市		松川町
	鹿追町		那須塩原市		袖ヶ浦市		関川村		飯綱町
	大樹町		さくら市	東京都	香取市		富山市	岐阜県	岐阜市
	広尾町		那須烏山市		中央区		高岡市		大垣市
	幕別町		下野市		墨田区	石川県	氷見市		関市
青森県	鱒ヶ沢町		市貝町		目黒区		南砺市		恵那市
	藤崎町		壬生町		大田区		射水市	静岡県	美濃加茂市
	大鰐町	群馬県	野木町		世田谷区	福井県	舟橋村		海津市
	田舎館村		高根沢町		渋谷区		金沢市		静岡市
	板柳町		那珂川町		中野区		小松市		浜松市
岩手県	盛岡市		太田市		杉並区		能美市		熱海市
	遠野市		館林市		豊島区	山梨県	福井市		富士宮市
	釜石市		みどり市		葛飾区		敦賀市		富士市
	矢巾町		上野村		江戸川区		鯖江市		伊豆市
	岩泉町	埼玉県	みなかみ町		八王子市		あわら市		伊豆の国市
宮城県	仙台市		玉村町		立川市		越前市		函南町
	涌谷町		川越市		三鷹市		坂井市		長泉町
秋田県	能代市		川口市		青梅市		美浜町		小山町
	大館市		行田市		調布市		山梨市		
	湯沢市		狭山市		小平市		甲州市		
	鹿角市		草加市		国分寺市				
	由利本荘市		越谷市		国立市				
	大仙市		桶川市		狛江市				
	にかほ市		北本市		多摩市				
	井川町		ふじみ野市		稲城市				
山形県	大潟村		川島町		西東京市				
	山形市		鳩山町						
	天童市								

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）②

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
愛知県	名古屋市	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		大牟田市		中津市
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市
	一宮市		草津市		芦屋市		西粟倉村		八女市		津久見市
	半田市		守山市		伊丹市	広島県	広島市		大川市		竹田市
	春日井市		栗東市		川西市		呉市		小郡市		杵築市
	豊川市		甲賀市		養父市		竹原市		古賀市		宇佐市
	豊田市		野洲市		加東市		三原市		うきは市		九重町
	犬山市		湖南市	奈良県	奈良市		尾道市		糸島市		玖珠町
	稲沢市		高島市		桜井市		福山市		岡垣町	宮崎県	都城市
	新城市		東近江市		宇陀市		大竹市		大刀洗町		延岡市
	東海市		米原市		三郷町		東広島市		佐賀市		小林市
	大府市	京都府	竜王町		田原本町		廿日市市	佐賀県	長崎市		日向市
	知多市		京都市		高取町		海田町		五島市		三股町
	岩倉市		亀岡市		王寺町	山口県	坂町	熊本県	山鹿市		都農町
	豊明市		長岡京市		吉野町		宇部市		菊池市		門川町
	日進市	大阪府	精華町		大淀町		山口市		合志市	鹿児島県	鹿児島市
	田原市		堺市	和歌山県	川上村		長門市		大津町		鹿屋市
	みよし市		豊中市		和歌山市	徳島県	周南市		菊陽町		中種子町
	長久手市		高槻市	鳥取県	橋本市		小松島市		御船町		大和村
	阿久比町		貝塚市		鳥取市	香川県	高松市		嘉島町	高知県	和泊町
	東浦町		枚方市		米子市		さぬき市		綾川町		
	美浜町		茨木市		倉吉市	愛媛県	琴平町		宇和島市		
	武豊町		八尾市		智頭町		愛南町		高知市		
三重県	四日市市		富田林市		八頭町		安芸市		四万十市		
	伊勢市		河内長野市	島根県	湯梨浜町		本山町		いの町		
	松阪市		箕面市		琴浦町		中土佐町		黒潮町		
	桑名市		柏原市		北栄町						
	鈴鹿市		高石市		江府町						
	名張市		東大阪市		松江市	高知県					
	亀山市		交野市		出雲市						
	鳥羽市		大阪狭山市		大田市						
	いなべ市		阪南市		江津市						
	志摩市		熊取町		美郷町						
	伊賀市		太子町		吉賀町						
	御浜町										

346自治体

令和6年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体

(令和5年10月調査時点)

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	苫小牧市	群馬県	桐生市	長野県	茅野市	大阪府	大阪市	香川県	丸亀市	熊本県	宇土市
	恵庭市		沼田市		塩尻市		泉大津市		坂出市		宇城市
	黒松内町		東吾妻町		佐久市		守口市	愛媛県	善通寺市		天草市
	東川町		明和町		小海町		寝屋川市		今治市		西原村
	斜里町	埼玉県	大泉町		辰野町		大東市		伊予市		甲佐町
	白老町		飯能市		箕輪町		羽曳野市		四国中央市		山都町
	本別町		鴻巣市		飯島町		摂津市	高知県	室戸市		相良村
青森県	厚岸町		久喜市	岐阜県	南箕輪村		河南町		南国市	大分県	あさぎり町
	大間町	千葉県	富士見市		中川村		千早赤阪村		須崎市		別府市
岩手県	一関市		吉川市		喬木村	兵庫県	西宮市		香南市		日田市
	奥州市		白岡市		美濃市		西脇市		東洋町		佐伯市
宮城県	滝沢市		千葉市		本巣市		高砂市		奈半利町		豊後高田市
	石巻市	東京都	八千代市		郡上市		小野市		田野町		豊後大野市
	東松島市		四街道市	静岡県	神戸町		三田市		北川村	宮崎県	由布市
	富谷市		文京区		安八町		丹波篠山市		馬路村		国東市
	大河原町		品川区		大野町	奈良県	丹波市		大豊町		日出町
山形県	南三陸町	神奈川県	練馬区		坂祝町		朝来市		土佐町		日南市
	鶴岡市		足立区		島田市		宍粟市		仁淀川町	鹿児島県	えびの市
	酒田市		町田市		焼津市	鳥取県	太子町		佐川町		高鍋町
	長井市		福生市	愛知県	藤枝市		上郡町		越知町		新富町
	高島町	新潟県	羽村市		御殿場市		大和郡山市		日高村		木城町
福島県	遊佐町		平塚市		安城市	島根県	生駒市	福岡県	津野町		川南町
	会津若松市		座間市	三重県	蒲郡市		香芝市		四万十町	沖縄県	椎葉村
	いわき市	富山県	三条市		小牧市	岡山県	明日香村		北九州市		いちき串木野市
	喜多方市		見附市		高浜市		下市町		飯塚市		志布志市
	伊達市	福井県	魚津市		愛西市		日吉津村	佐賀県	筑後市		始良市
	只見町		小浜市	滋賀県	東郷町	広島県	益田市		宗像市		龍郷町
栃木県	南会津町	山梨県	勝山市		蟹江町		安来市	長崎県	武雄市		知名町
	三春町		南アルプス市		紀宝町		倉敷市		上峰町		那覇市
	鹿沼市		甲斐市	京都府	大津市		笠岡市		佐世保市		糸満市
	日光市	東京都	中央市		日野町	徳島県	備前市	徳島県	平戸市		沖縄市
	小山市				豊郷町		矢掛町		西海市		うるま市
	真岡市				福知山市		美咲町				南城市
	大田原市				舞鶴市	徳島県	府中町				
	矢板市				綾部市		下関市				
	上三川町				京丹後市		阿南市				
	芳賀町						北島町				

206自治体

※令和5年10月時点のものであり、
変更の可能性があります。

<目次>

1. 私の主な立法活動(閣法、議員立法)	2
2. 社会の変化と障害者施策の変遷	4
3. 「我が事、丸ごと」地域共生社会の構築へ	13
4. 「保健医療2035」とデータヘルス改革(医療DX)	30
5. 親の愛に恵まれない子どもには「家庭養育」を	37
6. 年金積立金運用のガバナンスおよび運用の抜本改革	48

パラダイムシフトにより、世界最高水準の健康先進国へ

「保健医療2035提言書」(2015年6月9日)

■我が国の保健医療が目指すべき目標

人々が世界最高水準の健康、医療を享受でき、安心、満足、納得を得ることができる持続可能な保健医療システムを構築し、我が国及び世界の繁栄に貢献する。

■2035年までに必要な保健医療のパラダイムシフト

保健医療が、住まい、地域づくり、働き方と調和しながら「社会システム」として機能するため、これまでの保健医療制度を規定してきた価値規範や原理、すなわち「パラダイム」を根本的に転換すべきである。

- 量の拡大から質の改善へ
- インプット中心から患者にとっての価値中心へ
- 行政による規制から当事者による規律へ
- キュア中心からケア中心へ
- 発散から統合へ



「保健医療2035」策定懇談会の構成

渋谷健司座長(東大教授〈当時〉)はじめ14名。

平均年齢42.7歳

「保健医療2035」から始まる日本のデータヘルス改革の歩み

2015年6月9日

- 「保健医療2035 提言書」
(「保健医療2035」策定懇談会)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000088654.pdf

2016年10月19日

- 「ICTを活用した『次世代型保健医療システム』の構築に向けて ーデータを『つくる』・『つなげる』・『ひらく』ー」
(保健医療分野における ICT 活用推進懇談会)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000140306.pdf

2017年7月4日

- 「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画」
(厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000170006.pdf>

- 「支払基金業務効率化・高度化計画」(厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000170008.pdf>

2021年6月4日

- 「データヘルス改革に関する工程表について」(厚生労働省)

<https://drive.google.com/file/d/1SzqAg42JcmKF4T9BDQxOwMnw0eeKG5xU/view>

2022年5月17日

- 「『医療DX令和ビジョン2030』の提言」(自民党)

https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/203565_1.pdf

2022年10月11日

- 「医療DX推進本部の設置」(閣議決定)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryou_dx_suishin/dai1/gijisidai.html

2023年4月13日

- 「『医療DX令和ビジョン2030』の実現に向けて
～保健医療情報のデジタル活用により、すべての国民が最適な医療を受けられる国へ～」(自民党)

https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/205658_1.pdf

2023年6月2日

- 「医療DXの推進に関する工程表」(内閣官房 医療DX推進本部決定)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001140172.pdf>

「厚労省・データヘルス改革」(2017年)スタート時の基本的考え方

厚生労働省「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画・工程表」(2017年7月4日)

国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画・工程表

保健医療データを徹底活用して、すべての国民の 「より健康的な生活」を実現します

資料1

日本が直面する少子化・高齢化に伴う課題。解決のための重要な糸口の1つが、「データヘルス改革」。

日本は、世界に先駆けて超高齢社会に直面する。高齢者から子どもまで、一人一人の健康寿命をどう延ばすか、世界が注目しています。さらに、少子高齢化社会でも社会保障制度の持続可能性をいかに確保し続けるかという、未曾有の問題に取り組んで行きます。この解決のための重要な糸口の1つが、データヘルス改革です。

生活はどう変わるか

医療・介護従事者、研究者、保険者、企業、行政などが一丸となり、国民や患者を支え、健康に導きます。

- ・ 国民一人ひとりが、自らの健康データの変化を把握し、自ら予防行動をし易くする。
- ・ 経営者は、データ活用による健康経営の取組により、健康増進に伴う職員の活力向上による生産性向上が実現できる。
- ・ 医療的ケアが必要な障がい児(者)などが、緊急時の不安なく、安心して外出できる。
- ・ 予想外の災害や事故などに遭遇しても、安心して確かな医療を受けられる。
- ・ 科学的根拠ある介護サービスで、自立支援介護を実現し、本人・家族の不安を軽減する。
- ・ ゲノム(遺伝子)医療により、がんの個別化医療が大幅に進み、がんの克服に近づく。
- ・ 認知症の要因を分析し、最適なキュアとケアを実現する。革新的創薬の研究を進めるとともに、認知症に伴う課題の克服を目指す。

どうやって実現するか

個人情報の確実な保護を前提に、データや最先端技術の果実を国民に。「国民、患者、利用者目線」で保健医療ICTサービスを開発、提供します。

個人情報の確実な保護を前提に、健康・医療・介護の縦割り構造を排除し、「データを有機的に連結可能にするICT環境の整備」、「保健医療データプラットフォームの構築」や「ゲノム解析やAIなどの最先端技術の医療への導入」等に向けた体制を整備。

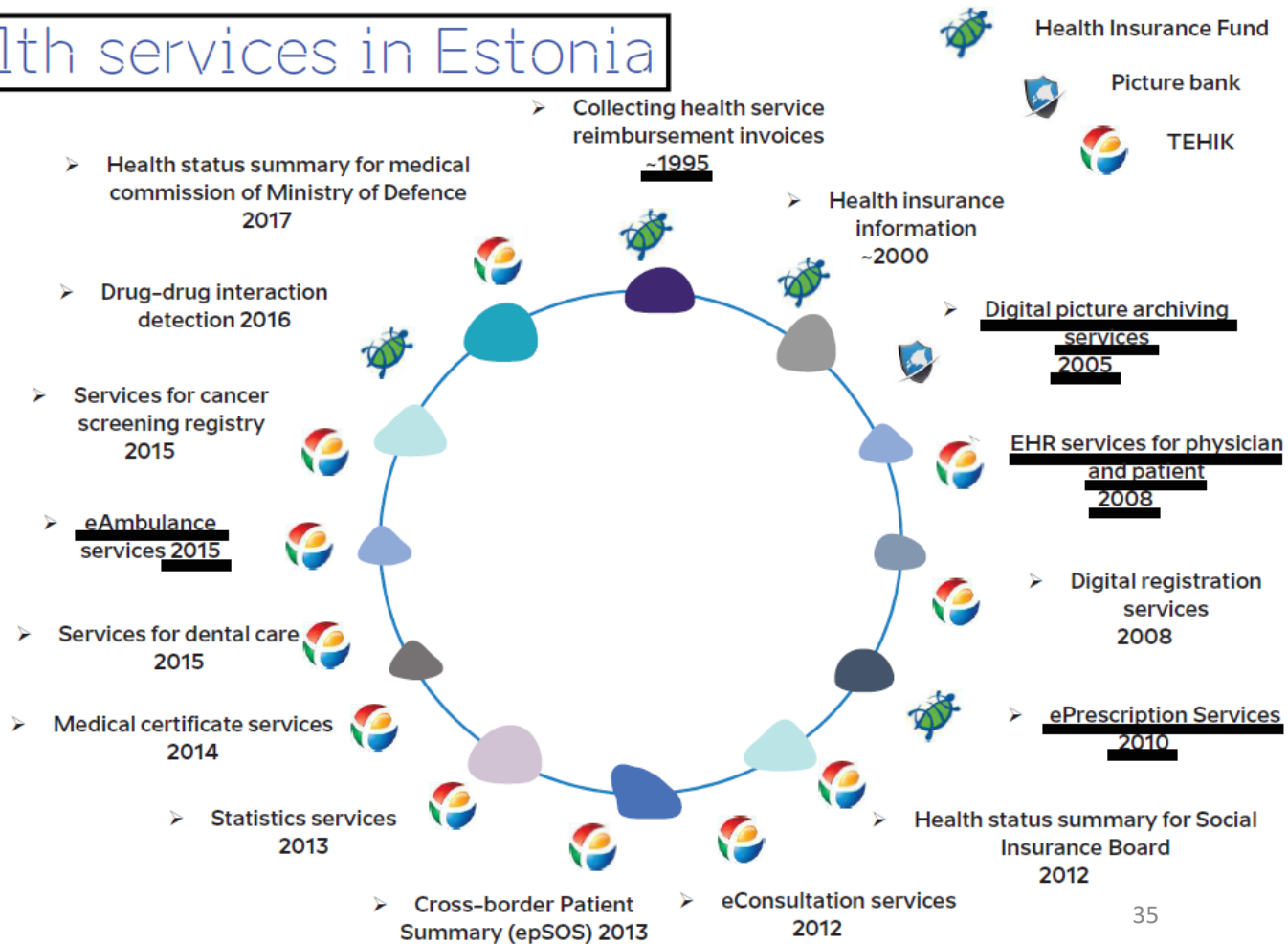
同時に、膨大なデータを扱う審査支払機関を「業務集団」から「自ら考え、自ら行動する頭脳集団」に改革し、審査の全国統一化や、より円滑なビッグデータ活用の推進等を実現。

国民の医療・介護情報を守るため、AIを活用した先進的なセキュリティ監視や、防御技術を導入。データ利用に関して、セキュリティを確保するためのガイドラインや、利用状況のセキュリティ評価・監査結果を公開することにより、安心して保健医療データを利用できる環境を整備。

厚生労働省の「データヘルス改革推進本部」で、これらの改革を主導し、世界最高水準の保健医療サービスを実現。

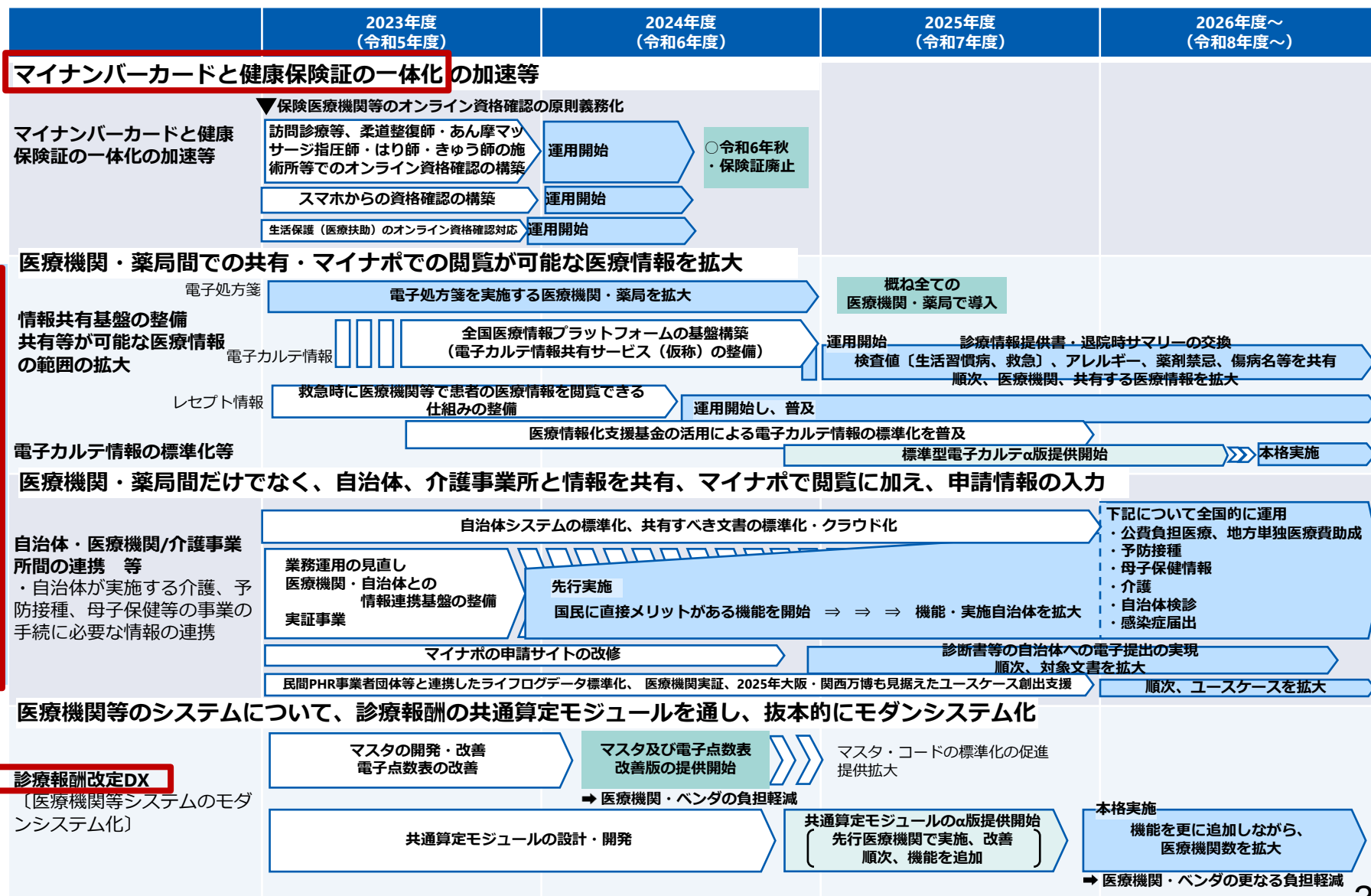
エストニア : “eHealth Services”

eHealth services in Estonia



医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

官邸「医療DX本部」ホームページより(令和5年6月2日)



世界デジタル競争力ランキング 2023 (IMD調べ) 日本は32位へ

2023	2022	2021	国・地域	2023	2022	2021	国・地域
1	2	1	アメリカ	17	21	21	アイスランド
2	6	7	オランダ	18	20	25	エストニア
3	4	5	シンガポール	19	17	15	中国
4	1	4	デンマーク	20	16	14	イギリス
5	5	6	スイス	21	24	18	アイルランド
6	8	12	韓国	22	18	16	オーストリア
7	3	3	スウェーデン	23	19	18	ドイツ
8	7	11	フィンランド	24	33	33	チェコ
9	11	8	台湾	25	27	23	ニュージーランド
10	9	2	香港	26	30	22	ルクセンブルグ
11	10	13	カナダ	27	22	24	フランス
12	13	10	UAE	28	25	30	リトアニア
13	15	17	イスラエル	29	26	29	カタール
14	12	9	ノルウェー	30	35	36	サウジアラビア
15	23	26	ベルギー	31	28	31	スペイン
16	14	20	オーストラリア	32 ←	29 ←	28	日本

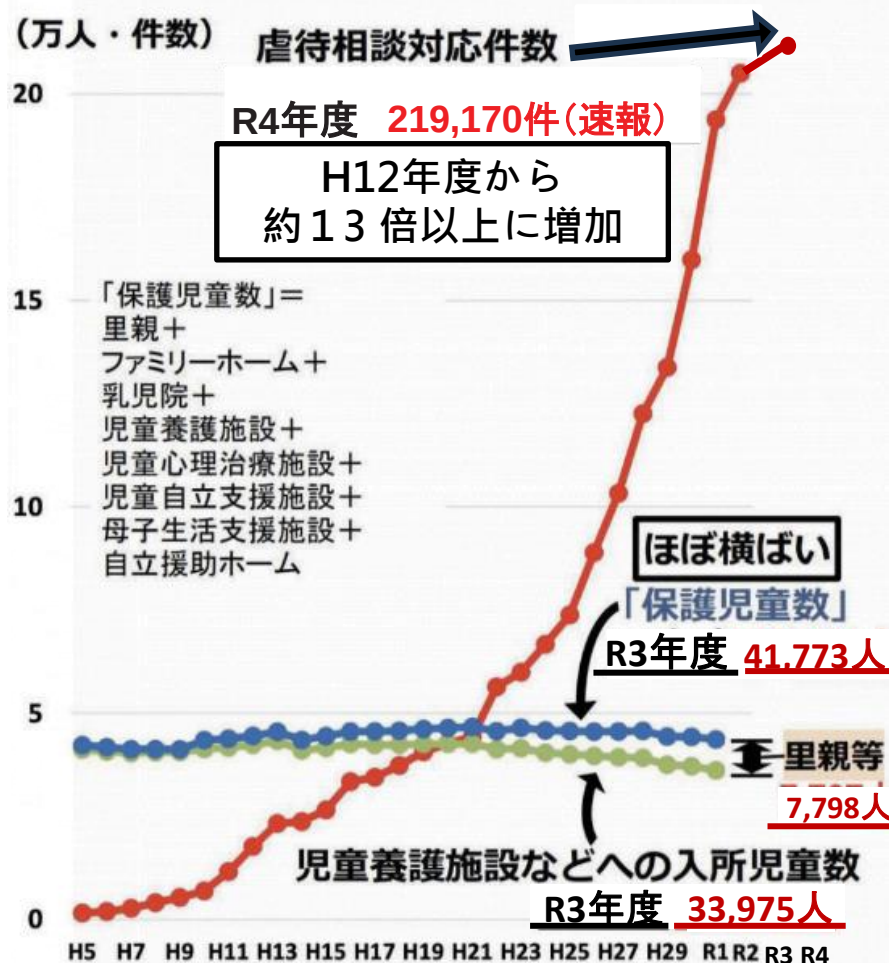
出典:IMD World Digital Competitiveness Ranking 2023

<目次>

1. 私の主な立法活動(閣法、議員立法)	2
2. 社会の変化と障害者施策の変遷	4
3. 「我が事、丸ごと」地域共生社会の構築へ	13
4. 「保健医療2035」とデータヘルス改革(医療DX)	30
5. 親の愛に恵まれない子どもには「家庭養育」を	37
6. 年金積立金運用のガバナンスおよび運用の抜本改革	48

虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

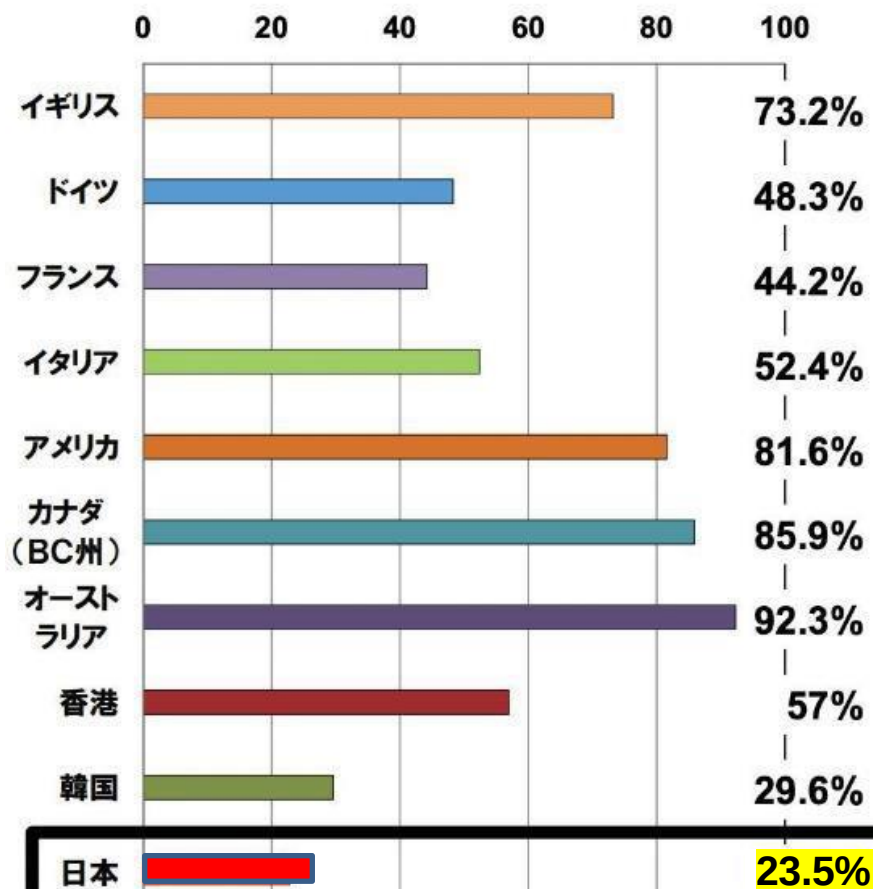


(出典) 厚労省・子ども家庭庁資料より塩崎恭久事務所作成

国名	児童人口 (千人)	保護 児童数 (千人)	児童人口 1万人当たり 保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ



(註) 2010年前後の値、日本のみ2022年3月末。

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 関原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口 (百万人)	成立件数	人口10万人 当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	125	580	0.47

(註) ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本：2022年 ※イギリスはイングランドとウェールズのみ。

(出典)厚労省・子ども家庭庁より塩崎恭久事務所作成

平成28年 児福法抜本改正における基本姿勢

- 「百万人の敵あれども、我一人行かん。」
—— 腹を据え、動じず、妥協しない。
- 信頼する外部専門家と緊密に議論、自ら方針決定。
—— 「**大臣指示**」を7回連発。
- 先手必勝。
—— 審議会等には、考えの近い人材を大臣が選考、投入。
—— 法改正前年9月の審議会で、「来年通常国会へ法案提出」と決意表明。
- 法案提出期限（3月中旬）を使った「時間切れ作戦」は、お断り。
—— 提出期限を正式に延長（2007年公務員制度改革法案は、4月下旬に国会提出の後、成立させた実績）。

「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

【参考】民法(明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正)(抄)

(親権者)

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

(監護及び教育の権利義務)

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

改正後の条文

第一条 (子どもの権利)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する。**

第二条 (子どもの最善の利益優先原則)

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、**心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条の二 (家庭養育優先原則)

国及び地方公共団体は、児童が**①家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、(中略)児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が**②家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童が**③できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

良好な家庭的環境

家庭と同様の養育環境

家庭

施設

施設（小規模型）

養子縁組（特別養子縁組を含む。）

実親による養育

児童養護施設

大舎（20人以上）
中舎（13～19人）
小舎（12人以下）
1歳～18歳未満
（必要な場合 0歳～20歳未満）

乳児院

乳児（0歳）
必要な場合幼児（小学校就学前）

地域小規模児童養護施設（グループホーム）

本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

小規模グループケア（分園型）

- ・ 地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う
- ・ 1グループ6～8人（乳児院は4～6人）

小規模住居型児童養育事業

里親

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

- ・ 養育者の住居で養育を行う家庭養護
- ・ 定員5～6人

里親

- ・ 家庭における養育を里親に委託する家庭養護
- ・ 児童4人まで

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

平成30年3月末 19.7%

社会的養育の形態と政府数値目標

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)

「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)

〔家庭的養護〕

- ・ 里親
- ・ ファミリーホーム

今後十数年をかけて
概ね **1/3**

〔できる限り家庭的な 養育環境〕

- ・ 小規模グループケア
- ・ グループホーム

今後十数年をかけて
概ね **1/3**

〔施設養護〕

- ・ 児童養護施設
 - ・ 乳児院等
- (児童養護施設はすべて
小規模ケア)

今後十数年をかけて
概ね **1/3**

① 〔家庭〕 実父母や親族等

② 〔家庭における養育環境と同様の養育環境〕

里親委託率

3歳未満
それ以外の就学前
学童期以降

概ね **5年以内に75%以上**
概ね **7年以内に75%以上**
概ね**10年以内に50%以上**

特別養子縁組成立数

概ね**5年以内に年間1,000人以上、その後も増加**

③ 〔できる限り良好な家庭的環境〕 小規模かつ地域分散型施設、まで

〔施設の新たな役割〕

施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。
高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

「28年改正児福法」、「29年新ビジョン」による子ども家庭支援の基本的考え方

家庭養育優先原則（障がい児、一時保護児を含む）

- ①実親
- ②特別養子縁組、里親、ファミリーホーム（「家庭と同様の環境」）
- ③「地域分散型小規模施設」までの施設（「家庭的環境」）

今後の施設の在り方

抜本改正の前

- 乳幼児期から成人(20歳)まで
- あらゆるケアニーズの子ども
- 大規模施設
- 長期間入所

「高機能化」

（施設での高度ケア）

「多機能化」

（地域での在宅支援）

抜本改正の後

- 学齢期以降（思春期など）
- ケアニーズの高い子ども
- 小規模施設
（地域分散型、「4人×4ユニット」）
- 短期間入所

- 妊婦、実親、里親、養親支援
- 一時保護委託・通学支援
- ショートステイ（子、親子）
- アフターケア
- 家庭支援、ペアレンティング、等々

里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成23年度末の13.5%から、令和2年度末には23.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※			合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	0～2歳 割合 (%)		児童数 (人)	割合 (%)
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	—	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	—	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	—	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	—	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	—	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	—	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	—	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	(27.7)**	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	(28.9)	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	25.0	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	25.3	23.5	33,157	100

児童福祉法抜本改正。

0～2歳のデータは令和2年度からしかない！

変化は殆ど加速していない！

里親等委託率

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和3年度末で446か所、委託児童1,718人。

※※()内は0～6歳。

— は、乳幼児期の里親等委託率のデータが存在しない事を示す。

(資料) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

子どもリエゾンえひめ～つなぐ、愛ある未来を～



NPO法人役員

(敬称略)

理事長	山内 幸春	元児童相談所 所長、社会福祉士、養育里親
副理事長	西崎 真理	小児科 医師
副理事長	射場 和子	弁護士
理事	石丸 世志	元児童福祉司、公認心理師
理事	塩崎 千枝子	社会福祉士、保護司、養育里親
監事	寺坂 史子	愛媛県女性保護対策協議会 副会長
アドバイザー	塩崎 恭久	前衆議院議員、元厚生労働大臣、養育里親

19

里親を広げる



街頭活動



チラシ・パンフレットをお渡しし、里親制度を知っていただくことができました。

茶話会



松山市内のカフェでお茶を飲みながら里親制度についてお話をしています。

重点地区を中心にチラシの全戸配布を行いました。

茶話会を通して約10名の方が里親登録に進まれています。
(2024年4月現在)

22

里親を広げる



講演会・フォーラム

設立記念講演会(2023年6月)

「おねがいするしてゆるしてください」ゆあちゃんのスOSから社会で子どもたちを守るために私たちにできること



講師: 木下 あゆみ氏
(四国子どもとおとなの医療センター
小児アレルギー科医長 育児支援対策医長)



参加者:
250名

第1回

子どもリエゾンえひめフォーラム

(2023年9月)

里親養育・フォスターケアはどこに向かうのか
～福岡市における18年間の道のりを踏まえて～



講師: 藤林 武史氏
(四国子ども医療センターあかし、センター長
精神科医長)



参加者:
180名

23

里親と子どもとの出会いを支える



里親と子どもに寄りそい、支える

リエゾンカフェ



里親さんや里親に関心のある方が集い、おしゃべりしたり里親さんの悩みを聞いたりして広く里親さんたちとつながっていく会です。

令和5年度には計10回開催し、約40名の方が参加くださいました。

25

これからの子どもリエゾンえひめ



第2回 子どもリエゾンえひめフォーラム

2024年

9/29(日)

基調講演講師



奥山 真紀子 氏

(子どものころ専門医、日本子ども虐待防止学会 理事、
前 国立成育医療研究センター 統括部長)

会場

愛媛県医師会館 5階 ホール

(松山市三番町4丁目5-3)

★オンライン(zoom)でもご覧いただけます

基調講演のほか…
・パネルディスカッション
・パネル展示
などを行う予定です。
皆さまの越しを
お待ちしております！

26

お気軽にお問い合わせください



NPO法人

子ども リエゾン えひめ

〒790-0807

愛媛県松山市平和通2丁目1-2 大萩ビル201

☎089-993-8727

HP: <https://liaison-ehime.com/>

公式HP



理事によるコラム
「つながる」
更新中です！

Instagram



フォロー、いいね
お願いします！

LINE



X(twitter)



Facebook



28

「こども真ん中」社会へのパラダイムシフト

- | | | |
|---------------------------|---|-------------------------------|
| ●「保護パラダイム」
(施設養育) | ➡ | 「養育パラダイム」
(里親など家庭養育) |
| ●「虐待等からの救出」
(「保護」で完結) | ➡ | 「逆境体験の克服」
(「心のケア」重視) |
| ●「大人の都合優先」
(サプライサイド偏重) | ➡ | 「子どものニーズ最優先」
(ディマンドサイド重視) |
| ●「里子は可哀そう」
(事実の隠蔽) | ➡ | 「里子は皆で育てよう！」
(社会にオープンな里親子) |
| ●「タックスイーターを容認」
(世代間連鎖) | ➡ | 「タックスパイヤーを育む」
(自立の促進) |

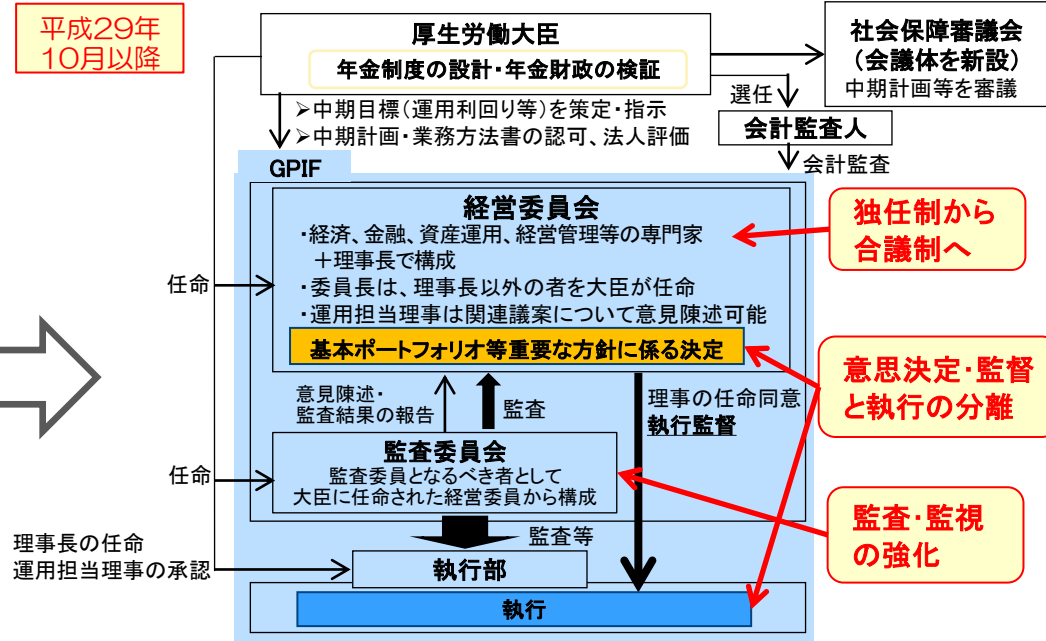
」の創設

<目次>

1. 私の主な立法活動(閣法、議員立法)	2
2. 社会の変化と障害者施策の変遷	4
3. 「我が事、丸ごと」地域共生社会の構築へ	13
4. 「保健医療2035」とデータヘルス改革(医療DX)	30
5. 親の愛に恵まれない子どもには「家庭養育」を	37
6. 年金積立金運用のガバナンスおよび運用の抜本改革	48

ガバナンス改革

-
- The diagram illustrates the organizational structure of the GPIF (Government Pension Investment Fund of Japan). At the top is the **厚生労働大臣** (Minister of Health, Labour and Welfare), who oversees the **年金制度の設計・年金財政の検証** (Design of Pension System and Verification of Pension Finance). This leads to the **選任** (Appointment) of the **会計監査人** (Accounting Auditor), who then oversees the **会計監査** (Accounting Audit). The **選任** process also leads to the **基本ポートフォリオ等重要な方針に係る最終的な決定** (Final decision on important policies regarding the basic portfolio, etc.).
- The **GPIF** (Government Pension Investment Fund of Japan) is the central entity, which includes the **理事長** (President) and the **執行** (Executive). The **執行** is responsible for the **基本ポートフォリオ等重要な方針に係る最終的な決定** (Final decision on important policies regarding the basic portfolio, etc.). The **執行** is also responsible for the **審議・議決案件の承認・執行監視・建議** (Approval, execution monitoring, and recommendation of deliberation and decision-making cases).
- The **執行** is supervised by the **監事** (Supervisor), who is appointed by the **選任** process. The **監事** is responsible for the **監査** (Audit) of the **執行**. The **執行** also receives **諮問・報告等** (Consultation, reports, etc.) from the **運用委員会** (Investment Committee).
- The **運用委員会** (Investment Committee) is composed of experts in the field of economics and finance, and other experts with academic and professional experience. It is responsible for the **基本ポートフォリオ等重要な方針に係る審議** (Deliberation on important policies regarding the basic portfolio, etc.) and the **受託機関選定等執行に関する議論** (Discussion on the selection of entrusted institutions and other matters related to the execution).



② その際、執行部への監督がより実効性の高いものとなるよう、会社法において取締役からなる監査等委員会(※)も参考にして、監査や日常的な業務の監視を行う監査委員を経営委員会の構成員とし、その監査等の結果(妥当性の監査も)を生かした監督を経営委員会が行う

49

GPIFの基本ポートフォリオの変遷

● 2006(平成18)年4月1日～2013(平成25)年6月6日

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期資産
資産構成割合	67%	8%	11%	9%	5%
乖離許容幅	±8%	±5%	±6%	±5%	—

● 2013(平成25)年6月7日～2014(平成26)年10月30日

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期資産
資産構成割合	60%	11%	12%	12%	5%
乖離許容幅	±8%	±5%	±6%	±5%	—

● 2014(平成26)年10月31日～2020(令和2)年3月31日

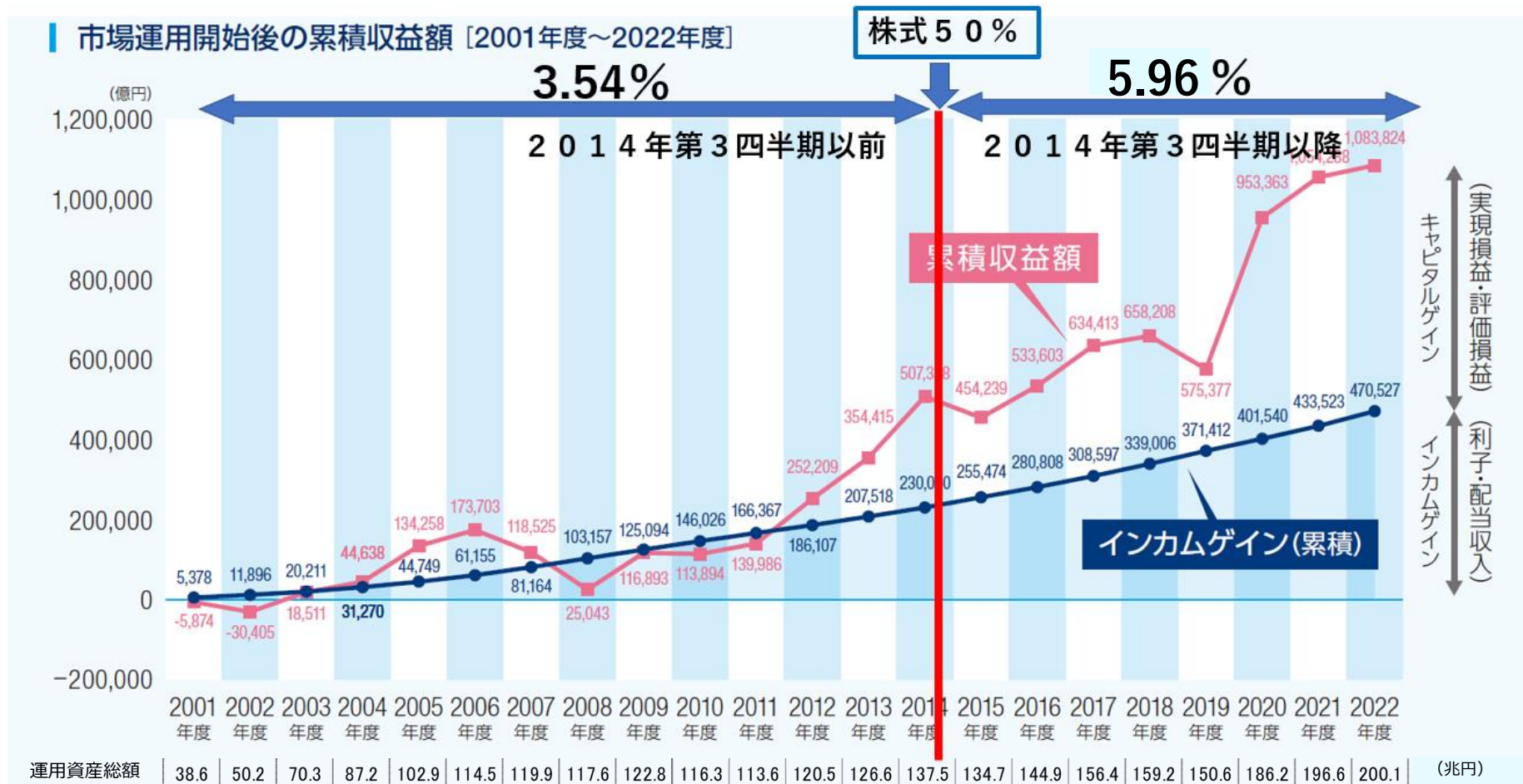
	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期資産
資産構成割合	35%	15%	25%	25%	—
乖離許容幅	±10%	±4%	±9%	±8%	—

● 2020(令和2)年4月1日～

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期資産
資産構成割合	25%	25%	25%	25%	—
乖離許容幅	各資産	±7%	±6%	±8%	±7%
	債券・株式	±11%		±11%	

- ◆オルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて 国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認することとした。
- ◆為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分することとした。
- ◆経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとしている。

年金積立金の市場運用開始後の累積収益額



運用資産総額：200.1 兆円 (2022年度末時点)